

年金部会における個別評価項目に関する評価の進め方

1. 各法人の個別評価項目に関する評価を行う。

- (1) 各法人の理事長が、年度業務実績の概要（重点事項）について説明する。
- (2) その後、評価項目全体を3つ程度のパートに分け、
 - ア 法人の担当部長から、業務実績及び自己評価を説明
 - イ 委員からの質疑とその応答
 - ウ 委員が「評定記入用紙」へ評価（S～D及び理由等）を記入
 - エ 記入が終わったら次のパートの説明を行う。

(評価の際の留意点)

- ① 「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（資料集57ページ）及び委員会各部会において定める「独立行政法人の業務実績に関する評価基準細則」（年金部会は資料集73ページ）に従い、中期目標の個別項目ごとの進捗状況について、具体的な業務実績、目標の達成度合いを考慮し、それらと整合性のあるより客観的な評価の実施に努める。
- ② 各法人の評価において、評価の結果の考え方、理由、根拠等を判定基準との関係においてより分かりやすく説明するために、部会としての評定理由を具体的に明記する。
- ③ 各委員が評定を記入する際には、必ず理由を付すこととし、特に、S又はDの評定とする場合には、中期計画を「大幅に上回った」又は「下回った」と判断した根拠を具体的に記載することとする。また、理由以外に特に言及する事項がある場合には、特記事項として記入する。

判定基準（「独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」より抜粋）

- 「S」：中期計画を大幅に上回っている。
- 「A」：中期計画を上回っている。
- 「B」：中期計画に概ね合致している。
- 「C」：中期計画をやや下回っている。
- 「D」：中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。

2. 各委員の評定を事務局で集計し、総合評価の際に個別項目に関する評定を確定させる。このため、総合評価時に評価を修正することは可能。

また、当該部会において個別項目に関する評価を踏まえた総合的な評価（評価書案）について起草委員が提案し、審議の上、評価書を決定する。

3. 個別評価の部会を御欠席された場合の取扱いについて

(1) 審議対象法人が起草担当である法人の場合

部会開催後、個別に御説明を行い、御評価いただくことになります。

(2) 審議対象法人が起草担当ではない法人の場合

必ずしも御評価いただく必要はありませんが、御自宅等に事前送付した資料を基に御評価いただいた場合は、評価結果に反映いたしますので、欠席された部会の開催日から3日以内に政策評価官室まで御提出ください。

評価委員会が特に厳正に評価する事項（平成24年度 業務実績評価別添資料）のチェックポイント

【項目1 財務状況】

- 1 「④利益の発生要因及び目的積立金の申請状況」の欄
 - ア 当期総利益（1億円以上が目安）がある場合に目的積立金を申請したか
 - イ 当期総損失（1億円以上が目安）がある場合に、業務運営上の問題が要因であるか
- 2 「⑤100億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況」の欄
 - ア 100億円以上の利益剰余金を計上している場合に、業務運営上の問題が要因であるか否か（例えば、保険料収入に対し、保険料支払いが過小であった場合に、保険料支払いの見込み誤りがなぜ起きたのか）
 - イ 年度末現在に100億円以上の繰越欠損金を計上している場合に、当該繰越欠損金の解消計画や進捗状況が確かなものとなっているか

【項目2 保有資産】

- 1 「①保有資産の活用状況とその点検」の欄
 - ア 現有資産について、費用対効果を法人がしっかりと検証しているか
 - イ 特許権等の知的財産を保有している場合には、費用対効果を考慮した活用方針が定められているか
 - ウ 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（2012.4.3行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（2012.12.14行政改革担当大臣決定）を踏まえた職員宿舎の見直し（宿舎戸数見直しによる廃止等措置状況、宿舎使用料の見直し状況）について、着実に実施しているか
- 2 「②資金運用の活用状況」の欄時価又は為替相場の変動等の影響を受ける資産運用について、その運用方針や運用実績が適切なものとなっているか
- 3 「③債権の回収状況」の欄多額の債権（借対照表計上額が100億円以上が目安）を保有している場合に、その債権回収が適切に進んでいるか

【項目3 組織体制・人件費管理】

1 「①給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況」の欄

- ア 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）100を超えている場合に、その理由が妥当なものとなっているか、また、削減に向けた取組が行われているか
イ 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」の成立により、「国家公務員の給与減額支給措置について」（平成23年6月3日閣議決定）及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成23年10月28日閣議決定）の趣旨に沿って要請がなされた独立行政法人の役職員の給与の見直しについて実施しているか

2 「②国と異なる、又は法人独自の諸手当の状況」の欄

国と異なる、又は法人独自の諸手当がある場合に、当該諸手当を設ける理由が妥当なものとなっているか

【項目4 事業費の冗費の点検】

(総論) ①～④の各欄について、法人の点検・削減状況が十分なものとなっているか

【項目5 契約】

(総論)

- ア 項目5の2各表から、競争性のない随意契約が多くないか、また、競争性のある契約において、一者応札・一者応募の割合が高くないか
イ アを踏まえ、②～⑤、⑧の各欄について、法人の取組状況が十分なものとなっているか

【項目6 内部統制】

1 「②リスクの識別・評価・対応」の欄

法人の事業を阻害する課題（リスク）※のうち、優先的に対応すべき重要な課題を明らかにした上で、リスク対応計画の策定等を行っているか。

※課題（リスク）とは、経済市況の変動による運用成績の悪化、人材の流出等による事業実施の困難化、利用者や取引先の不正による損害、自然災害による人的・物的被害の発生等が挙げられる。

【項目7 事務・事業の見直し等】

(総論) ①～⑤の各欄について、法人の取組状況が十分なものとなっているか

(注)上記の項目等は「平成24年度業務実績評価別添資料」に対応したものである。